

新旧対照表及び定款変更の理由を記載した書面

1. 新旧対照表

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は宇陀市の未開発資産、遊休資産資源、特にカエデ資源を軸に有効活用を図るため宇陀市の行政・企業・個人に対して、施策の立案、実施運営に関する事業を行い、宇陀市の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>2 (事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>1. 特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 地域活性化と地域生活文化の育成、継承に関する事業</p> <p>(2) 地域活性化の為の助言・企画・計画・運営支援事業</p> <p>(3) カエデの研究・育成・配布・観賞・観光化事業</p> <p>(4) 地域の自然・植生・里山・遊休農地活用と保護活動支援事業</p> <p>(5) 地域ブランドづくり、育成に寄与する事業</p> <p>(6) 文化史跡資源・文化財資源の保護・活用、観光化事業</p> <p>(7) 次世代に向けた自然との共生、植生の学習、教育支援事業</p> <p>(8) 国際交流、カエデ文化交流活動事業</p> <p>(9) シニア向け生きがいづくり支援事業</p> <p>(10) 都市住民との交流や異業種交流情報交換支援事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は宇陀市の未開発資産、遊休資産資源、特にカエデ資源を軸に有効活用を図り、<u>諸外国からのインバウンド誘致を推進するため</u> <u>茶道、着物着付、習字等の日本文化体験教室を開設と滞在型宿泊事業を行い、国内外の人達との交流を推進します。</u>そして宇陀市の行政・企業・個人に対して、施策の立案、実施運営に関する事業を行い、宇陀市の活性化に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <p>1. 特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 地域活性化と地域生活文化の育成、継承に関する事業</p> <p>(2) 地域活性化の為の助言・企画・計画・運営支援事業</p> <p>(3) カエデの研究・育成・配布・観賞・観光化事業</p> <p>(4) 地域の自然・植生・里山・遊休農地活用と保護活動支援事業</p> <p>(5) 地域ブランドづくり、育成に寄与する事業</p> <p>(6) 文化史跡資源・文化財資源の保護・活用、観光化事業</p> <p>(7) 次世代に向けた自然との共生、植生の学習、教育支援事業</p> <p>(8) 国際交流、カエデ文化交流活動事業</p> <p>(9) シニア向け生きがいづくり支援事業</p> <p>(10) 都市住民との交流や異業種交流情報交換支援事業</p> <p><u>(11) 日本文化体験事業</u></p> <p><u>(12) 旅館業法に基づく簡易宿所事業</u></p>

・ 定款変更の理由

世界がコロナ禍からの脱却し昨年、日本政府も第5類へと移行するなどして、海外からの来日者がコロナ前に戻りつつあり、国内においても旅行者の増加傾向が続いています。

こうした状況を踏まえて、本NPO法人は1935年建築木造校舎での宿泊や日本有数のカエデ公園を軸として国内外から多くの来園者を迎え、過疎化が進む宇陀市の関係人口増加に寄与いたします。

# 特定非営利活動法人宇陀カエデの郷づくり 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宇陀カエデの郷づくりという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県宇陀市菟田野古市場135番地の2に置く。

### (目的)

第3条 この法人は宇陀市の未開発資産、遊休資産資源、特にカエデ資源を軸に有効活用を図り、諸外国からのインバウンド誘致を推進するため茶道、着物着付、習字等の日本文化体験教室を開設と滞在型宿泊事業を行い、国内外の人達との交流を推進します。そして宇陀市の行政・企業・個人に対して、施策の立案、実施運営に関する事業を行い、宇陀市の活性化に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 環境の保全を図る活動。
- (4) 国際協力の活動。
- (5) 経済活動の活性化を図る活動。
- (6) 情報化社会の発展を図る活動。
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業
  - (1) 地域活性化と地域生活文化の育成、継承に関する事業
  - (2) 地域活性化の為の助言・企画・計画・運営支援事業
  - (3) カエデの研究・育成・配布・観賞・観光化事業
  - (4) 地域の自然・植生・里山・遊休農地活用と保護活動支援事業

- (5) 地域ブランドづくり、育成に寄与する事業
- (6) 文化史跡資源・文化財資源の保護・活用、観光化事業
- (7) 次世代に向けた自然との共生、植生の学習、教育支援事業
- (8) 国際交流、カエデ文化交流活動事業
- (9) シニア向け生きがいづくり支援事業
- (10) 都市住民との交流や異業種交流情報交換支援事業
- (11) 日本文化体験事業
- (12) 旅館業法に基づく簡易宿所事業

## 2. その他の事業

- (1) 物品販売及び販売代理、飲食提供事業
- (2) 物品の企画・計画・製作及び刊行物に関する事業
- (3) 公共施設の受託管理事業
- (4) 各種コンサルティング事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別支援会員 この法人の目的に賛同し専門的知識と能力により支援するため入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### ■ (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### ■ (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上15人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任するこ

とができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数以上（委任状含む）の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理



人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(総会の議事録)**

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### **(理事会の構成)**

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

#### **(理事会の権能)**

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(理事会の開催)**

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

#### **(理事会の招集)**

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

#### (管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

#### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

#### (会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

#### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出

することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 広告の方法

#### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	森本 徳蔵
副理事長	谷村 英行
副理事長	西岡 友秋
理事	岸岡 寛式
理事	笹岡 美喜子
理事	多田 政弘
理事	辻村 拓夫
理事	寺澤 亮一
理事	中尾 忠玄
理事	西田 勇
理事	畑山 太良
理事	堀内 繁蔵
理事	三神 邦夫
理事	日下志拓也
理事	上西 喜三郎
監事	谷岡 實
監事	谷岡 薫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日

から平成23年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は徴収しない。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	1,000円
	賛助会員	(個人・団体)	0円
	特別支援会員	(個人・団体)	0円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	2,000円
	賛助会員	(個人・団体)	10,000円
	特別支援会員	(個人・団体)	1,000円

令和5年度事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人宇陀カエデの郷づくり

1 事業の方針

カエデ及び木造校舎の資源を軸に有効活用を図り、諸外国からのインバウンド誘致を推進するため茶道、着物着付、習字等の日本文化体験教室を開設と滞在型宿泊事業を行い、国内外の人達との交流を推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(1) 地域活性化と地域生活文化の育成、継承に関する事業	秋祭り等の伝統文化の継承と後継者育成支援事業	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0
(2) 地域活性化の為の助言・企画・計画・運営支援事業	地域団体と連携を図り地域全体のイベント等企画、支援を図る。	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0
(3) カエデの研究・育成・配布・観賞・観光化事業	カエデ1200種3000本の観光化事業	随時	奈良カエデの郷ひらら	8名	20,000名	4,850
(4) 地域の自然・植生・里山・遊休農地活用と保護活動支援事業	地域内人口林を樹枝転換を図り、里山づくりを支援する。	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0



定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(5) 地域ブランドづくり、育成に寄与する事業	カエデを地域ブランド化を図り、カエデ苗の育成を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	500名	280
(6) 文化史跡資源・文化財資源の保護・活用、観光事業	木造校舎(H18年3月末廃校文化史跡)の教室を活用(研修・撮影会等)	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	2名	6,000名	2,740
(7) 次世代に向けた自然との共生、植生の学習、教育支援事業	カエデを地域の植物として位置づけ、小中学校の学習材料の支援化を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	200名	273
(8) 国際交流、カエデ文化交流活動事業	欧米各国のメイプルソサエティーの会との交流を図る	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	30名	90
(9) シニア向け生きがいづくり支援事業	学校給食配送業務を請負、市内65才以上の者を雇用し、働く場を提供	随時	宇陀 市内	12名	2,000名	9,080
(10) 都市住民との交流や異業種交流情報交換支援事業	農村体験により都市住民との交流を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	100名	420

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(11) 日本文化 体験事業	海外からの来園者に日本文化(着物着付・茶道・習字等)を行う。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	4名	200名	1,060
(12) 旅館業法に 基づく簡易 宿所事業	国内外からの来園者を迎え滞在型宿泊事業行い宇陀市内観光の拠点と交流を促進します。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	3名	500名	2,330

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(1) 物品販売及び販売代理、飲食提供事業	お土産物品販売 飲食提供	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	10名	12,000名	14,780
(2) 物品の企画・計画・製作及び刊行物に関する事業	カエデの特産品を開発。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0名	0
(3) 公共施設の受託管理事業	公共施設の民間委託による管理運営	未実施	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0名	0
(4) 各種コンサルティング事業	地域団体のイベント等のコンサルティング事業	未実施	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0名	0

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人宇陀カエデの郷づくり

1 事業の方針

カエデ及び木造校舎の資源を軸に有効活用を図り、諸外国からのインバウンド誘致を推進するため茶道、着物着付、習字等の日本文化体験教室を開設と滞在型宿泊事業を行い、国内外の人達との交流を推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(1) 地域活性化と地域生活文化の育成、継承に関する事業	秋祭り等の伝統文化の継承と後継者育成支援事業	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0
(2) 地域活性化の為の助言・企画・計画・運営支援事業	地域団体と連携を図り地域全体のイベント等企画、支援を図る。	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0
(3) カエデの研究・育成・配布・観賞・観光化事業	カエデ1200種3000本の観光化事業	随時	奈良カエデの郷ひらら	8名	20,000名	4,850
(4) 地域の自然・植生・里山・遊休農地活用と保護活動支援事業	地域内人口林を樹枝転換を図り、里山づくりを支援する。	未実施	奈良カエデの郷ひらら	0名	0名	0

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(5) 地域ブランドづくり、育成に寄与する事業	カエデを地域ブランド化を図り、カエデ苗の育成を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	500名	280
(6) 文化史跡資源・文化財資源の保護・活用、観光事業	木造校舎(H18年3月末廃校文化史跡)の教室を活用(研修・撮影会等)	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	2名	6,000名	2,740
(7) 次世代に向けた自然との共生、植生の学習、教育支援事業	カエデを地域の植物として位置づけ、小中学校の学習材料の支援化を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	200名	273
(8) 国際交流、カエデ文化交流活動事業	欧米各国のメイプルソサエティーの会との交流を図る	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	30名	90
(9) シニア向け生きがいづくり支援事業	学校給食配送業務を請負、市内65才以上の者を雇用し、働く場を提供	随時	宇陀 市内	12名	2,000名	9,080
(10) 都市住民との交流や異業種交流情報交換支援事業	農村体験により都市住民との交流を図る。	随時	奈良 カエデの郷 ひらら	1名	100名	420

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(11) 日本文化 体験事業	海外からの来園者に日本文化(着物着付・茶道・習字等)を行う。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	4名	200名	1,060
(12) 旅館業法に 基づく簡易 宿所事業	国内外からの来園者を迎え滞在型宿泊事業行い宇陀市内観光の拠点と交流を促進します。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	3名	500名	2,330

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
(1) 物品販売及び販売代理、飲食提供事業	お土産物品販売  飲食提供	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	10名	12,000名	14,780
(2) 物品の企画・計画・製作及び刊行物に関する事業	カエデの特産品を開発。	随時	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0名	0
(3) 公共施設の受託管理事業	公共施設の民間委託による管理運営	未実施	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0	0
(4) 各種コンサルティング事業	地域団体のイベント等のコンサルティング事業	未実施	奈良 カエデ の郷 ひらら	0名	0	0

活 動 予 算 書

NPO法人宇陀カエデの郷づくり

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日 [税込] (単位: 円)

	特定非営利活動に関する事業	その他の事業	合計
<b>【経常収益】</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		20,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
3. 受取助成金等			
市受取助成金	4,800,000		4,800,000
4. (特非) 事業収益			
(1) 地域生活文化の育成継承事業	0		0
(2) 地域活性化の企画運営事業	0		0
(3) カエデ観光化事業	500,000		500,000
(4) 地域自然保護活動支援事業	0		0
(5) カエデ地域ブランド化事業	300,000		300,000
(6) 木造校舎活用事業	3,000,000		3,000,000
(7) カエデを市内小中学校学習支援事業	0		0
(8) カエデ文化国際交流事業	100,000		100,000
(9) シニア世代支援事業	10,000,000		10,000,000
(10) 都市住民交流事業	500,000		500,000
(11) 日本文化体験事業	1,200,000		1,200,000
(12) 旅館業法に基づく簡易宿所事業	2,500,000		2,500,000
5. その他事業収益			
(1) 物品販売・飲食事業		16,000,000	16,000,000
(2) カエデ特産品開発事業		0	0
(3) 公共施設管理事業		0	0
(4) 各種コンサルティング事業		0	0
雑 収 益		0	0
経常収益 計	22,920,000	16,000,000	38,920,000
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
給料 手当 (事業)	15,100,000	8,700,000	23,800,000
外注費			0
法定福利費 (事業)		600,000	600,000
通 勤 費 (事業)	30,000		30,000
福利厚生費 (事業)	110,000	30,000	140,000
人件費計	15,240,000	9,330,000	24,570,000
(その他経費)			
売上 原価	0	3,000,000	3,000,000
車 両 費 (事業)	1,200,000		1,200,000
通信運搬費 (事業)	110,000		110,000
消耗品 費 (事業)	380,000	550,000	930,000
修 繕 費 (事業)	200,000	350,000	550,000
水道光熱費 (事業)	2,750,000		2,750,000
賃 借 料 (事業)	45,000	300,000	345,000
減価償却費 (事業)			0
保 険 料 (事業)	720,000	20,000	740,000
諸 会 費 (事業)	15,000	10,000	25,000
租税 公課 (事業)	400,000	1,200,000	1,600,000
支払手数料 (事業)	10,000		10,000
支払 利息 (事業)	3,000		3,000
雑 費 (事業)	50,000	20,000	70,000
その他経費計	5,883,000	5,450,000	11,333,000
事業費 計	21,123,000	14,780,000	35,903,000

【管理費】			
(人件費)			
臨時雇用賃金	300,000	500,000	800,000
(その他経費)			
通信運搬費			
消耗品 費			
修繕 費			
広告宣伝費	100,000	100,000	200,000
接待交際費	5,000		5,000
諸 会 費			0
リース 料	220,000		220,000
租税 公課	20,000		20,000
支払手数料	10,000		10,000
雑 費	100,000		100,000
その他経費計	455,000	0	455,000
管理費 計	755,000	500,000	1,255,000
経常外費用 計	0	0	0
当期正味財産増減額	1,042,000	720,000	1,762,000
前期繰越正味財産額	12,548,066	△ 5,990,626	6,557,440
次期繰越正味財産額	13,590,066	△ 5,270,626	8,319,440

# 活 動 予 算 書

NPO法人宇陀カエデの郷づくり

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日 [税込] (単位:円)

	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>【経常収益】</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		20,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
3. 受取助成金等			
市受取助成金	4,800,000		4,800,000
4. (特非) 事業収益			
(1) 地域生活文化の育成継承事業	0		0
(2) 地域活性化の企画運営事業	0		0
(3) カエデ観光化事業	500,000		500,000
(4) 地域自然保護活動支援事業	0		0
(5) カエデ地域ブランド化事業	300,000		300,000
(6) 木造校舎活用事業	3,000,000		3,000,000
(7) カエデを市内小中学校学習支援事業	0		0
(8) カエデ文化国際交流事業	100,000		100,000
(9) シニア世代支援事業	10,000,000		10,000,000
(10) 都市住民交流事業	500,000		500,000
(11) 日本文化体験事業	1,200,000		1,200,000
(12) 旅館業法に基づく簡易宿所事業	2,500,000		2,500,000
5. その他事業収益			
(1) 物品販売・飲食事業		17,000,000	17,000,000
(2) カエデ特産品開発事業		0	0
(3) 公共施設管理事業		0	0
(4) 各種コンサルティング事業		0	0
雑 収 益		0	0
経常収益 計	22,920,000	17,000,000	39,920,000
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
給料 手当 (事業)	15,100,000	8,700,000	23,800,000
外注費			0
法定福利費 (事業)		600,000	600,000
通 勤 費 (事業)	30,000		30,000
福利厚生費 (事業)	110,000	30,000	140,000
人件費計	15,240,000	9,330,000	24,570,000
(その他経費)			
売上 原価	0	3,000,000	3,000,000
車 両 費 (事業)	1,200,000		1,200,000
通信運搬費 (事業)	110,000		110,000
消耗品 費 (事業)	380,000	550,000	930,000
修 繕 費 (事業)	200,000	350,000	550,000
水道光熱費 (事業)	2,750,000		2,750,000
賃 借 料 (事業)	45,000	300,000	345,000
減価償却費 (事業)			0
保 険 料 (事業)	720,000	20,000	740,000
諸 会 費 (事業)	15,000	10,000	25,000
租 税 公 課 (事業)	400,000	1,200,000	1,600,000
支 払 手 数 料 (事業)	10,000		10,000
支 払 利 息 (事業)	3,000		3,000
雑 費 (事業)	50,000	20,000	70,000
その他経費計	5,883,000	5,450,000	11,333,000
事業費 計	21,123,000	14,780,000	35,903,000



【管理費】			
(人件費)			
臨時雇用賃金	300,000	300,000	600,000
(その他経費)			
通信運搬費			
消耗品費			
修繕費			
広告宣伝費	100,000	100,000	200,000
接待交際費	5,000		5,000
諸会費			0
リース料	220,000		220,000
租税公課	20,000		20,000
支払手数料	10,000		10,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	455,000	0	455,000
管理費計	755,000	300,000	1,055,000
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	1,042,000	1,920,000	2,962,000
前期繰越正味財産額	12,548,066	△ 5,990,626	6,557,440
次期繰越正味財産額	13,590,066	△ 4,070,626	9,519,440